

第8期市町村分別収集計画

(容器包装に係る分別収集及び商品化の促進に関する法律)

南三陸町

分別収集計画書

(平成29年度～平成33年度)

環境対策課

南三陸町分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、当町では廃棄物処理施設の確保が非常に困難なものとなっており、とりわけ最終処分場を有していない当町では、県外の民間業者に焼却灰の処理を委託している状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物の分別収集及び、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することにより、最終処分量の削減を図る目的で、町民、事業者、行政それぞれの役割、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本の方針

本計画を実施するに当たっての基本の方針を以下に示す。

- ① ごみの排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ② 全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- ③ 生涯学習にふさわしい環境教育の充実

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする3年目に改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他のプラスチック製容器、その他の紙製容器包装について対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
南三陸町	485t	465t	447t	430t	414t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、排出事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本を活用した環境教育や、ごみ処理施設の見学会等あらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の厳しい現況等について情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの分別排出、3Rの意義及び効果、並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動を積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制

小売店及び包装の簡素化を推進する。

(3) 買い物袋持参の徹底

買い物袋持参の徹底等の啓発、助言を行いスーパーマーケット等の小売包装の抑制を行う。

(4) 法の趣旨と排出抑制及び再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用の啓発活動を進める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分、処理施設の状況及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を次項左欄のように定める。

また、住民の協力度、町の保管施設、収集体制、収集器材等を勘案し、事項右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック (牛乳パックのみ)
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック(牛乳パック)、 紙箱、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

容器包装分別計画（29年度～33年度）

単位（t）

容器包装の種類	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	37		36		34		33		32	
主としてアルミ製の容器	34		33		31		30		29	
主としてガラス製容器 無色のガラス製容器	33		31		30		29		28	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	33		31		30		29		28	
主としてガラス製容器 茶色のガラス製容器	90		87		82		80		78	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	70	20	67	20	64	18	62	18	60	18
主としてガラス製容器 その他のガラス容器	30		29		28		26		25	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	30		29		28		26		25	
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	1		1		1		1		1	
主として段ボール製の容器	126		120		116		111		107	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	4		4		3		3		3	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
		4		4		3		3		3
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	46		44		42		40		39	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	46		44		42		40		39	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	2		2		2		2		2	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	2		2		2		2		2	
うち 白色トレイ	1		1		1		1		1	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	1		1		1		1		1	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法

◇特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率等

◇人口変動率は、平成28年度からの人口推計結果をもとに下記のとおり設定した。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
13,452人 (対前年比) △2.2%	13,146人 (対前年比) △2.1%	12,882人 (対前年比) △2.0%	12,634人 (対前年比) △1.9%	12,412人 (対前年比) △1.8%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制により行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別保管等・段階
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による 指定日回収	委託業者 町保管
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	委託業者による 指定日回収	委託業者 町保管
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック (牛乳パック)	委託業者による 指定日回収	委託業者 町保管
	段ボール	段ボール	委託業者による 指定日回収	委託業者 町保管
	その他の紙容器包装	紙箱・板紙等	委託業者による 指定日回収	委託業者 町保管
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 指定日回収	委託業者 町保管
	白色トレイ	白色トレイ	委託業者による 指定日回収	委託業者 町保管
	白色トレイを除くもの	白色トレイを除く	委託業者による 指定日回収	委託業者 町保管

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶（スチール・アルミ）については、既存のクリーンセンターの不燃物処理施設で選別、圧縮、保管する。ビン・紙パック（牛乳パック）・段ボール・紙箱・新聞紙・雑誌・ペットボトル・白色トレイ・白色トレイを除くプラスチックについては、現有のストックヤードで選別・保管する。

分別収集の用に供する施設

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	缶類	プラスチック コンテナ	2 t パッ カー車	町不燃物処理施設 (選別・圧縮・保 管)
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん類	プラスチック コンテナ	3 t 平 ボデー車	ストックヤード (選別・保管)
飲料用紙製容器	紙パック（牛 乳パック）	十文字に縛る	3 t 平 ボデー車	ストックヤード
段ボール	段ボール	十文字に縛る	3 t 平 ボデー車	ストックヤード
その他の紙製容器包 装	紙箱・板紙外	十文字に縛る	3 t 平 ボデー車	ストックヤード
ペットボトル	ペットボト ル	プラスチック コンテナ	3 t 平 ボデー車	ストックヤード
白色トレイ	白色トレイ	プラスチック コンテナ	3 t 平 ボデー車	ストックヤード
白色トレイを除くプ ラスチック	白色トレイ を除く	プラスチック コンテナ	3 t 平 ボデー車	ストックヤード

分別収集に必要な施設計画

施設の種別	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設等の仕様（形状、 形式、能力、数量等） 及び整備計画	管理主 体等	参考欄 (現有状況)
<p>排出段階 1 排出容器</p> <p>・プラスチック コンテナ</p> <p>・紙ひも使用</p>	<p>a. 缶 類 (スチール缶、 アルミ缶の分別 必要なし)</p> <p>b. びん類 (無 色、茶、その他 分別)</p> <p>c. ペットボトル</p> <p>d. 白色トレイ</p> <p>e. その他のプ ラスチック</p> <p>f. 段ボール</p> <p>g. 紙 箱</p> <p>h. 飲料用紙製 容器</p>	<p>(仕様)</p> <p>材質：ポリエチレン 容量：120リットル</p> <p>材質：ポリエチレン 容量：50リットル</p> <p>材質：ポリエチレン 容量：120リットル 網掛け</p> <p>材質：ポリエチレン 容量：120リットル 網かけ</p> <p>材質：ポリエチレン 材質：ポリエチレン 容量：120リットル 網かけ</p> <p>紙ひも十文字縛り</p> <p>紙ひも十文字縛り</p> <p>紙ひも十文字縛り</p>	<p>町</p> <p>地区</p>	<p>資源物として 収集</p> <p>資源物として 収集</p> <p>資源物として 収集</p> <p>資源物として 収集</p> <p>資源物として 収集</p> <p>資源物として 収集</p> <p>} 資源物とし て収集</p>
<p>2 集積場所</p>	<p>a ~h</p>	<p>資源物集積所利用</p>	<p>地区</p>	
<p>運搬段階 ・専用車両 回収車両</p>	<p>a. 缶類</p>	<p>形状：パッカー 積載量：2 t 数量：1 台</p>	<p>委託 業者</p>	

	b. びん類（無色、茶、その他） c. ペットボトル d. 白色トレイ e. その他のプラスチック f. 段ボール g. 紙箱 h. 飲料用紙製容器	b～h 形状：3 t 平ボデー 積載量：3 t 数量：1 台	委託業者	
中間処理段階 再生施設 1 選別圧縮施設 2 ストックヤード 3 圧縮減容機	a. 缶類 b. びん類（無色、茶、その他） d. 白色トレイ f. 段ボール g. 紙箱 h. 飲料用紙製容器 c. ペットボトル e. その他のプラスチック	主要機器：受け入れホッパー・コンベア・磁選機・金属圧縮機 破砕 屋内ストックヤード 屋内ストックヤード 袋詰め保管 f～h 屋内ストックヤード 圧縮減容機 圧縮減容機	町	

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、本計画の趣旨等についての周知徹底に意を用い、可及的速やかに容器包装廃棄物の資源化及び最終廃棄物の減量化を図っていくものとする。